

【堺市教育委員会からの通知です】

非常変災時の登下校について（令和3年度当初・家庭掲示用）

堺市立向丘小学校長

【特別警報が発令されている場合】

★最大限の警戒を行い、ただちに命を守る行動をとってください。

1. 登校前

- 午前7時現在、堺市に特別警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

2. 始業後

- 原則として、ただちに授業を中止し、児童の安全を確保し、学校で児童を保護します。
- 引き渡しが可能と判断できる場合は、速やかに保護者等に引き渡すようにします。保護者等への引き渡しが困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで学校で児童を保護します。

【暴風警報が発令されている場合】

1. 登校前

- 午前7時現在、堺市に暴風警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

2. 始業後

- 原則として、ただちに授業を中止し、児童を帰宅させます。保護者等の帰宅が困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで学校で児童を保護します。

- 特別警報・暴風警報が午前7時までに解除された場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れなどで、登校が危険な場合があります。安全を確認したうえで、登校させてください。
- 局地的な大雨など、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください。

【大雨警報が発令されている場合】

1. 登校前

- 午前7時現在、堺市に大雨警報が発令され、かつ、JR阪和線及び南海高野線及び南海本線の3線が全て運休している（一部運休は除く）場合は、臨時休業とします。

2. 始業後

- 気象状況に応じて終業時刻を繰り上げ、帰宅させる場合があります。保護者等の帰宅が困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで学校で児童を保護します。

- 特別警報・大雨警報が午前7時までに解除された場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れなどで、登校が危険な場合があります。安全を確認したうえで、登校させてください。
- 局地的な大雨など、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください。

【雷が鳴っている場合】

1. 登校前

- 雷がおさまるまで自宅に待機してください。一般的には、最後の雷鳴から30分が経過すれば、雷雲は去ったと判断できます。

2. 始業後

- 屋外での活動を中止し、雷がおさまるまで児童を屋外に出さないようにします。
- 下校時に雷がなっている場合は、下校時間を遅らせるなどの措置をとります。

【大地震発生の場合】

1. 登校前

- 堺市域（一部でも）に震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。
- 震度4以下の地震であっても、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください。
- 状況によっては、「始業時間の変更」、「臨時休業」の連絡をすることがあります。

2. 始業後

- 児童の安全を確保し、引き渡しが可能と判断できる場合は、速やかに保護者等に引き渡すようにします。保護者等への引き渡しが困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで、学校で児童を保護します。

【津波警報が発令されている場合】

1. 登校前

- 各家庭で避難目標や家族が落ち合う場所をあらかじめ話し合っておき、避難してください。

2. 始業後

- ただちに授業を中止し、児童の安全を確保し、学校で児童を保護します。
- 引き渡しが可能と判断できる場合は、速やかに保護者等に引き渡すようにします。保護者等への引き渡しが困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで避難所（学校）で児童を保護します。

※ 児童が登校した後、暴風警報・大雨警報が発令された場合や、その他緊急事態が発生し、校長が早めの下校を判断した場合、下校時刻を早めることができます。また、特別警報発令時などは、児童を学校に待機させ、天候や緊急事態がおさまるのを（安全が確認されるまで）待つ場合があります。

※ 授業の有無につきましては、向丘小学校ホームページに掲載するほか、本校から発信する携帯メールでお知らせします。